

直接・間接的に被害のあった 中小企業の金融支援策

取引先が被災して必要な材料・部品などが入手できないなどの「間接的な被害」も含めて東日本大震災の影響は全国に広がっています。政府は、平成23年度第一次補正予算により、被災した中小企業のみならず被災企業と取引のある企業等に対しても金融面から支えるいろいろな支援策を講じています。

1 直接・間接的に被害を受けた中小企業に長期・低利融資—東日本大震災復興特別貸付制度

東日本大震災により「直接被害を受けた中小企業者」や「直接被害を受けた企業と取引のある中小企業者」、「その他の理由により業況が悪化している中小企業者」に対して、東日本大震災復興特別貸付制度が設けられました。

制度では、借入枠が拡充され、同時により低い金利による借入が受けられます。

利用対象者ごとの借入内容などは表1(次頁)のとおりで、平成23年5月16日から相談の受付が実施されています。

*取組先：日本政策金融公庫(以下「日本公庫」)及び商工組合中央金庫(以下「商工中金」)。

2 事業所全壊・流失した企業の借入が無利子に

前述の東日本大震災復興特別貸付により借入を受ける中小企業者のうち、地震・津波等で事業所が全壊又は流失した中小企業者、原発事故の警戒区域等内の中小企業等を対象に、借入金の利子が無利子とする「特別利子補給制度」(借入後3年間、上限1億円〔国民生活事業は3,000万円〕)が創設されました。被災中小企業者への利子補給金支払いは年度末に一度、一括して行われる予定です。

3 小規模事業者向け無担保・無保証融資(マル経融資)の借入枠拡大と金利引下げ

小規模事業者が無担保・無保証で利用できるマル経融資に、震災対応特枠として、直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者に対して、借入枠の拡大(別枠1,000万円を追加)と金利引下げ措置(1.2%引下げ)が実施されます。なお、迅速な復興資金の供給を行うため、提出書類の簡素化等が行われています。

【借入限度額】 通常枠と別枠1,000万円

【金利】 1.05% (平成23年4月末現在)

*日本政策金融公庫の基準金利から1.2%引下げ。

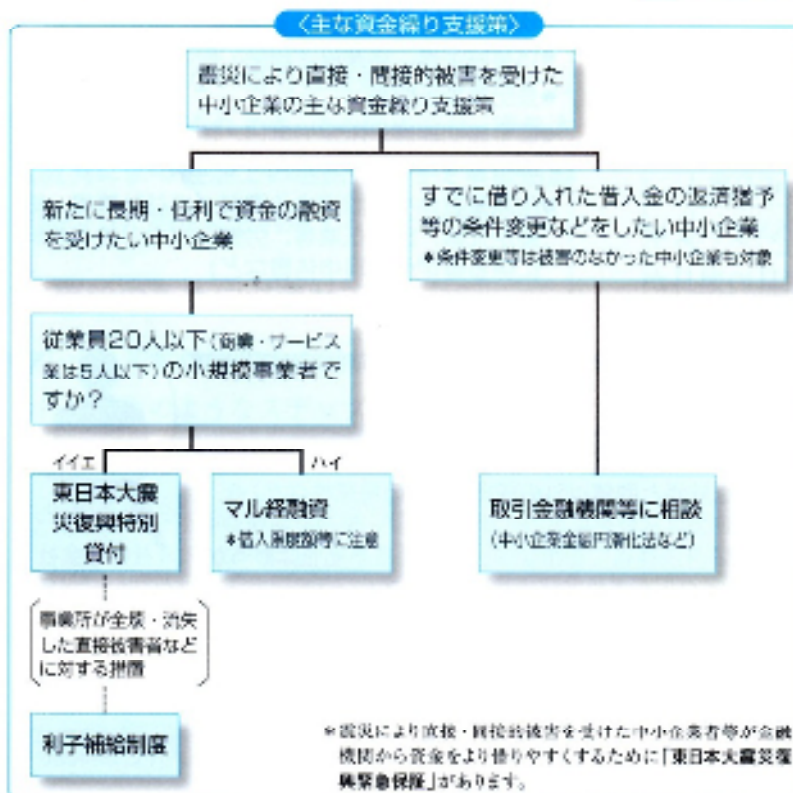


表1 東日本大震災復興特別貸付

利用対象者	借入限度額・借入期間・据置期間	借入金利
(Ⅰ) ・今回の地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者 ・原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の中小企業者	【借入限度額】 日本公庫…中小企業事業 3億円 国民生活事業 6,000万円 【借入期間】 設備資金…最大20年 運転資金…最大15年 【据置期間】 最大5年	【金利引下げ措置】 ・借入後3年間は中小企業事業1億円(国民生活事業3,000万円)まで基準金利から1.4%引下げ ・借入後4年日以降は基準金利から0.5%引下げ
(Ⅱ) ・上記Ⅰの事業者と一定以上の取引のある中小企業	【借入限度額】 日本公庫…中小企業事業 3億円 国民生活事業 6,000万円 【借入期間】 設備資金、運転資金…最大15年 【据置期間】 最大3年	【金利引下げ措置】 ・借入後3年間は3,000万円まで基準金利から最大1.4%引下げ(※1) ・借入後4年目以降は基準金利から最大0.5%引下げ(※2)
(Ⅲ) その他の理由により、業況が悪化している中小企業者(風評被害等による影響を含む) ※上記Ⅱの該当者は、本措置の利用可能。	【借入限度額】 日本公庫…中小企業事業 7億2,000万円 国民生活事業 4,800万円 【借入期間】 設備資金…最大15年 運転資金…最大8年 【据置期間】 最大3年	【金利引下げ措置】 期間限定なしで、基準金利から最大0.5%引下げ(※2)

*基準金利は、借入期間5年の場合、中小企業事業は1.75%、国民生活事業は2.25%(平成23年4月28日現在、毎月1回固定)

*※1：自動的1.00%引下げを適用し、さらに※2の引下げが可能。

*※2：(Ⅰ)が1.00%引下げ、(Ⅱ)が0.25%引下げ、(Ⅲ)が0.25%引下げ、(Ⅲ)の条件を満たす51.5%(=0.1%+0.2%)の引下げが可能。

*商工中金の「危機対応緊急」中小企業向けには、「中小企業事業」と同様の内容で実施。

*据置期間とは、利息のみの返済で資金の返金が滞り得る期間のことです。

*地震や津波により工場が全壊した等の事業者向けに特別貸付特例制度が設けられています。

【借入期間】 運転資金7年以内(据置期間2年以内)、設備資金10年以内(据置期間1年以内)

※通常枠(借入限度額1,500万円、貸付金利1.05%(平成23年4月末現在))については、特例のない小規模事業者も利用できます。

【対象】 直接又は間接的に被害を受けた小規模事業者(常時使用する従業員が20人以下〔商業・サービス業は5人以下〕の法人・個人)。ただし、商工会等の経営指導を受けているなどの要件を満たすことが必要。

4 融資を受ける際の保証が大幅に拡充

「東日本大震災復興緊急保証」が新設され、中小企業が金融機関から融資を受ける際の保証協会による保証について、保証限度額などが大幅に拡充されました(平成23年5月16日から相談の受付がスタート)。

【保証割合】 100%

【保証限度額】 無担保8,000万円、最大で2億8,000万円(一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠)

【対象】 震災被害により、経営に支障を来している中小企業者

●特定被災区域内

- 震災の影響で業況が悪化している者
- 原発事故による警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内の者

●特定被災区域外

- 特定被災区域内の事業者と取引関係があ

り、かつ、震災の影響で業況が悪化している者

- 震災が原因の風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している者

*特定被災区域とは、岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。

5 借入金の返済猶予などに柔軟に対応

金融庁は、民間金融機関等に対し、被災企業等の借入金の返済猶予などの条件変更等の申し出に柔軟に対応するように要請しています。日本公庫や商工中金では、被災後、返済期日が到来して、返済猶予の申込みが遅れた場合でも、遡って返済猶予に対応します。さらに被災企業等の実情に応じて、本人確認等の審査書類の簡素化、契約手続の迅速化等を通して適切な貸出、柔軟な条件変更が行われます。

※中小企業の借入金や個人住宅ローンの返済猶予を受けやすくしようとする中小企業金融円滑化法は、平成24年8月31日までの1年間延長されています。